

平成27年2月27日

消 防 庁

特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令（案）及び消防法施行規則の一部を改正する省令（案）に対する意見募集の結果及び省令の公布

消防庁では、特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令（案）の内容について平成26年12月27日から平成27年1月28日までの間、消防法施行規則の一部を改正する省令（案）の内容について平成27年1月16日から平成27年2月14日までの間、国民の皆様から広く意見を募集したところ、これらの改正案についての御意見を計4件いただきました。いただいた御意見の概要及び御意見に対する考え方を取りまとめましたので公表します。また、意見募集の結果を踏まえ、本日、消防法施行規則及び特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令を公布しました。

1 改正内容

今回の消防法施行規則及び特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令の主な改正事項は、以下のとおりです。

- (1) 消防法施行令第1条の2第2項に規定する「従属的な部分を構成すると認められるもの」に該当しないものと取り扱う用途が存する防火対象物の当該用途に供される部分以外の部分について、同表（16）項イに掲げる防火対象物としての設置基準が適用される場合の技術上の基準を整備するため、消防法施行規則を改正し、自動火災報知設備等に関する規定の見直しを行うものです。
- (2) 特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令を改正し、特定共同住宅等に存する社会福祉施設における共同住宅用スプリンクラー設備等に関する規定を見直すものです。
- (3) その他、所要の規定の整備を行うものです。

2 意見募集の結果

特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令（案）の内容について、平成26年12月27日から平成27年1月28日までの間、意見を募集したところ、本改正案についての御意見を1件いただきました。

また、消防法施行規則の一部を改正する省令（案）の内容について平成27年1月16日から平成27年2月14日までの間、意見を募集したところ、本改正案についての御意見を3件いただきました。

いただいた御意見の概要及び御意見に対する考え方については、別紙のとおりです。

3 省令の公布

消防庁では、意見公募手続の実施結果等も踏まえて検討し、消防法施行規則及び特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令を平成27年2月27日に公布しました。



(連絡先)

消防庁予防課

(担当：吉村補佐、新納)

TEL 03-5253-7523 (直通)

FAX 03-5253-7533

消防法施行規則及び特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令について

平成 27 年 2 月
消 防 庁 予 防 課

1. 消防法施行規則の一部改正について

【改正理由】

消防法施行令の一部を改正する政令（平成 25 年政令第 368 号）による消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号。以下「令」という。）の改正により、令別表第 1（5）項イ並びに（6）項イ及びハに掲げる宿泊施設、病院又は診療所及び社会福祉施設（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）について、延べ面積に関わらず自動火災報知設備の設置が義務付けられたため、これらの用途は令第 1 条の 2 第 2 項に規定する「従属的な部分を構成すると認められるもの」に該当しないものと取り扱うことを予定している（既に延べ面積に関わらず自動火災報知設備の設置が義務付けられている同表（2）項ニ及び（6）項口の取扱いと同じ。）。これに伴い、これらの用途が存する防火対象物のこれらの用途に供される部分以外の部分について、同表（16）項イに掲げる防火対象物としての設置基準が適用される場合の技術上の基準を整備するため、消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号。以下「規則」という。）の自動火災報知設備等の設置基準に関する規定を改正する。

【改正内容】

（1）スプリンクラー設備を設置することを要しない部分（第 13 条第 1 項関係）

スプリンクラー設備の設置を要しないものとして令第 12 条第 1 項第 3 号に規定する「総務省令で定める部分」に、新たに、小規模特定用途複合防火対象物（令別表第 1（16）項イに掲げる防火対象物のうち、同表（1）項から（4）項まで、（5）項イ、（6）項又は（9）項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が当該部分が存する防火対象物の延べ面積の十分の一以下であり、かつ、300 m²未満であるものをいう。以下同じ。）の次に掲げる部分（平成 28 年 4 月 1 日までの間にあっては、②及び③に掲げる部分）以外の部分で 10 階以下の階に存するものを追加することとする。

- ①令別表第 1（6）項イ(1)及び(2)に掲げる防火対象物の用途に供される部分
- ②令別表第 1（6）項口(1)及び(3)に掲げる防火対象物の用途に供される部分
- ③令別表第 1（6）項口(2)、(4)及び(5)に掲げる防火対象物の用途に供される部分（介助がなければ避難できない者として規則第 12 条の 3 に規定する者を主として入所させるもの以外のものにあつては、床面積が 275 m²以上のものに限る。）

（2）自動火災報知設備の感知器等を設けることを要しない部分

- ①自動火災報知設備の感知器等を設けることを要しない部分として、新たに、小規模特定用途複合防火対象物（令第 21 条第 1 項第 8 号に掲げる防火対象物を除く。）の部分（同項第 5 号及び第 11 号から第 15 号までに掲げる防火対象物の部分を除く。）のうち、次に掲げる防火対象物の用途に供される部分以外の部分で、令別表第 1 各

項の防火対象物の用途以外の用途に供される部分及び同表各項のいずれかの用途に供される部分で当該部分の床面積（その用途に供される部分の床面積が当該小規模特定用途複合防火対象物において最も大きいものであるものにあつては、当該部分及び次に掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計）が500㎡未満（令別表第1（11）項及び（15）項に掲げる防火対象物の用途に供される部分にあつては1,000㎡未満）であるものを追加することとする。（第23条第4項関係）

ア 令別表第1（2）項二、（5）項イ並びに（6）項イ（1）から（3）まで及びロに掲げる防火対象物

イ 令別表第1（6）項ハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）

②①の自動火災報知設備の感知器を設置することを要しない部分については、地区音響装置及び発信機についても設けることを要しないこととする。（第23条第4項及び第24条関係）

（3）避難器具の設置個数の減免（第26条第6項関係）

小規模特定用途複合防火対象物に存する令第25条第1項第1号及び第2号に掲げる防火対象物の階が次の①から③まで（当該階が2階であり、かつ、2階に令別表第一（2）項及び（3）項に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存しない場合にあつては①及び③）のいずれにも該当するときには、当該階に避難器具を設置しないことができることとする。

①下階に令別表第1（1）項から（2）項ハまで、（3）項、（4）項、（9）項、（12）項イ、（13）項イ、（14）項及び（15）項に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存しないこと。

②当該階（当該階に規則第4条の2の2第1項の避難上有効な開口部を有しない壁で区画されている部分が存する場合にあつては、その区画された部分）から避難階又は地上に直通する階段が2以上設けられていること。

③収容人員が、令第25条第1項第1号に掲げる防火対象物の階にあつては20人未満、同項第2号に掲げる防火対象物にあつては30人未満であること。

（4）誘導灯を設置することを要しない部分（第28条の2第1項及び第2項関係）

誘導灯を設置することを要しない部分として令第26条第1項に規定する「総務省令で定める部分」に、避難口誘導灯及び通路誘導灯を設置することを要しない部分として、新たに、小規模特定用途複合防火対象物（令別表第1（1）から（4）項まで、（5）項イ、（6）項、（9）項以外の用途に供される部分が存しないものを除く。）の地階、無窓階及び11階以上の部分以外の部分を追加することとする。

（5）その他

特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令について規定の整備を行うほか、消防用設備等に設ける非常電源に関する規定の整備を行う等の所要の規定の整理を行う。

【施行期日】平成 27 年 4 月 1 日（ただし、消防法施行令の一部を改正する政令（平成 26 年政令第 333 号）による令別表第一（6）項イの細分化及び同項（1）及び（2）に掲げる防火対象物におけるスプリンクラー設備に係る技術上の基準の改正に伴う改正については、平成 28 年 4 月 1 日から施行）

2. 特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部改正について

【改正理由】

消防法施行令の一部を改正する政令（平成 25 年政令第 368 号）による消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号。以下「令」という。）第 12 条第 1 項第 1 号の改正により、令別表第 1（6）項ロに掲げる火災発生時に自力で避難することが困難な者が入所する社会福祉施設（介助がなければ避難できない者が多数を占めない施設を除く。）には、原則として延べ面積に関わらずスプリンクラー設備の設置が義務付けられた。

これに伴い、特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成 17 年総務省令第 40 号。）において、地階を除く階数が 11 以上の特定共同住宅等の 11 階以上の階に設置することとされている共同住宅用スプリンクラー設備について、設置すべき部分に令別表第 1（6）項ロに掲げる火災発生時に自力で避難することが困難な者が入所する社会福祉施設（介助がなければ避難できない者が多数を占めない施設で 275 ㎡未満のものを除く。）の用途に供される部分（以下「特定福祉施設等」という。）を追加するとともに、地階を除く階数が 10 以下の特定共同住宅等についても共同住宅用スプリンクラー設備を設置できることとする。

【改正内容】

(2) 通常用いられる消防用設備等に代えて用いることができる必要とされる消防用設備等（第 3 条第 2 項表関係）

地階を除く階数が 10 以下の特定共同住宅等における通常用いられる設備等の欄にスプリンクラー設備及び特定福祉施設等に設置される屋内消火栓設備を追加するとともに、必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の欄に共同住宅用スプリンクラー設備を追加する。また、地階を除く階数が 11 以上の特定共同住宅等における通常用いられる設備等の欄に 10 階以下の階に存する特定福祉施設等に設置される屋内消火栓設備を追加する。

(2) 共同住宅用スプリンクラー設備の設置基準（第 3 条第 3 項関係）

共同住宅用スプリンクラー設備を設置すべき部分に、特定福祉施設等を追加する。

(3) 共同住宅用スプリンクラーの設置を要しない場合（第 3 条第 4 項関係）

10 階以下の階に存する特定福祉施設等に、令第 12 条第 2 項第 3 号の 2 に規定する特定施設水道連結型スプリンクラー設備を設置した場合には、当該部分に共同住宅用スプリンクラー設備の設置を要しないこととする。

(4) その他

所要の規定の整備を行う。

【施行期日】平成 28 年 4 月 1 日

【経過措置】

地階を除く階数が 11 以上の特定共同住宅等の 10 階以下の階に存する共同住宅用スプリンクラー設備が設置されていない既存の特定福祉施設等（施行の際に新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中のものを含む。）における共同住宅用スプリンクラー設備及び屋内消火栓設備については、平成 30 年 3 月 31 日までの間は、従前の例によることとする。

意見募集の結果及び今後の対応について

特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令（案）に対する御意見及び行政の考え方について

1. 提出された御意見の概要

特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令（案）について、平成 26 年 12 月 27 日から平成 27 年 1 月 28 日までの間、御意見を募集したところ、本改正案についての御意見が 1 件ありました。いただいた御意見の概要及び御意見に対する考え方を取りまとめましたので公表します。

2. 省令の公布

消防庁では、以上の意見募集の実施結果等も踏まえて検討し、消防法施行規則及び特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令（平成 27 年総務省令第 10 号）を平成 27 年 2 月 27 日に公布しました。

今後とも、国民の安全・安心を守る消防行政を展開してまいりますので、引き続き、消防行政に御理解を賜るようお願いします。

3. 本件問い合わせ先

消防庁予防課（担当：新納）

電話 03-5253-7523

【特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令（案）についての御意見の概要及び御意見に対する考え方】

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
No.1	<p>①改正案の第2条第1号の3に規定される「特定福祉施設等」について、消防法施行令第12条第1項第1号のスプリンクラー設備の設置基準と異なるのはなぜか。火災の拡大を初期に抑制し、避難を確実にこなせることが目的であれば、同一とすべきではないか。</p> <p>②改正案の第2条第1号の3ロに規定される「延べ面積が275㎡以上」の考え方について、令別表第1(6)項ロ(5)に掲げる用途に供される各住戸部分の床面積の合計と解してよいのか。また、共用部分の取り扱いはどうすればよいか。</p>	<p>①特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令が適用できる「福祉施設等」は、従前から居住系に限定されており、それらは令別表第1(6)項ロ(1)及び(5)に該当するものとなっています。</p> <p>改正案において、用語の定義として規定した「特定福祉施設等」は「福祉施設等」のうち令第12条第1項第1号によりスプリンクラー設備の設置義務が生じるものとしているので、対象は異なるものとはなっていません。</p> <p>②令別表第1(6)項ロ(5)に掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計を指します。共用部分の面積については複合用途防火対象物と同様に取り扱いをすることになります。</p>

意見募集の結果及び今後の対応について

消防法施行規則の一部を改正する省令（案）に対する御意見及び行政の考え方について

1. 提出された御意見の概要

消防法施行規則の一部を改正する省令（案）について、平成 27 年 1 月 16 日から平成 27 年 2 月 14 日までの間、御意見を募集したところ、本改正案についての御意見が 3 件ありました。いただいた御意見の概要及び御意見に対する考え方を取りまとめましたので公表します。

2. 省令の公布

消防庁では、以上の意見募集の実施結果等も踏まえて検討し、消防法施行規則及び特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令（平成 27 年総務省令第 10 号）を平成 27 年 2 月 27 日に公布しました。

今後とも、国民の安全・安心を守る消防行政を展開してまいりますので、引き続き、消防行政に御理解を賜るようお願いいたします。

3. 本件問い合わせ先

消防庁予防課（担当：新納）

電話 03-5253-7523

【消防法施行規則の一部を改正する省令（案）についての御意見の概要及び御意見に対する考え方】

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
No.1	改正規則第26条の避難器具の設置個数の減免について、第6項第1号で「下階に令別表第1(1)項から(2)項ハまで、(3)項、(4)項、(9)項、(12)項イ、(13)項イ、(14)項及び(15)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存しないこと。」と規定されているが、同表(6)項が含まれていないのは何故か。	改正規則第26条第6項の規定は、令第25条第1項第1号及び第2号の括弧書きに規定される下階の火災危険性を考慮した避難器具の設置に係るものですが、当該規定には従前から令別表第1(6)項の用途は含まれていないため、今回も同様の取り扱いとするものです。
No.2	<p>①今回の規則改正は、新たにみなし従属の適用除外となる用途が存することにより、設置が必要になる設備について、設置を免除するものであり、規則第26条第6項において、既にみなし従属の適用除外となっている令別表第1(2)項ニが下階に存することにより、設置が減免されるのはおかしいのではないか。</p> <p>②規則第28条の2第1項第5号及び第2項第4号の「小規模特定用途複合防火対象物」の後ろの括弧書きは、「小規模特定用途複合防火対象物（特定用途以外の用途部分がないものを除く）」と読めるが、小規模特定用途複合防火対象物の定義上、特定用途以外の用途部分が存しない小規模特定用途複合防火対象物はそもそも存在しないのではないか。</p>	<p>①今回の規則改正は、新たにみなし従属の適用除外になる用途が存する防火対象物における当該用途以外の部分について技術上の基準を整備することに併せて、既に適用除外となっている用途についても同様に規定の整備を行うものであることから、令別表第1(2)項ニが下階に存することにより設置が必要になる避難器具についても、設置を免除する必要があります。</p> <p>②当該規定は、特定用途と令別表第1(9)項ロから成る小規模特定用途複合防火対象物について、設置免除の対象外とすることを規定しているものです。</p>
No.3	<p>①特定用途部分の床面積の合計が、防火対象物全体の延べ面積の10分の1以下かつ300㎡未満の防火対象物で、当該特定用途部分に(2)項ニ、(5)項イ、(6)項イ、ロ、ハのいずれの用途も存在しない場合、「小規模特定用途複合防火対象物」には該当しないのか。</p> <p>②改正規則第13条第1項第2号において、小規模特定用途複合防火対象物は「令</p>	<p>①お見込みのとおりです。</p> <p>②「令別表第一に掲げる防火対象物の取り扱いについて」(昭和50年4月15日付け</p>

	<p>別表第1（16）項イに掲げる防火対象物のうち…」と定義されているが、令別表第1（16）項イに該当するか否かは、「令別表第一に掲げる防火対象物の取り扱いについて」（昭和50年4月15日付け消防予第41号・消防安第41号）1（2）に基づき判断されています。</p> <p>省令に定める定義の前提に、通知の考え方が適用されることは法制上問題があるのではないか。</p>	<p>消防予第41号・消防安第41号）1（2）は、令第1条の2第2項後段に規定する部分の取り扱いを示したものであるため、法制上の問題はありません。</p>
--	--	---

○総務省令第十号

消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第十二条第一項第三号、第二十一条第二項第三号、第二十五条第二項第一号ただし書、第二十六条第一項ただし書、第二十九条の四第一項及び第三十三条の規定に基づき、消防法施行規則及び特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年二月二十七日

総務大臣 山本 早苗

消防法施行規則及び特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令

（消防法施行規則の一部改正）

第一条 消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第四号中「以上のもの」の下に「（第十三条第一項第二号に規定する小規模特定用途複合防火対象物を除く。）」を加える。

第十三条第一項を次のように改める。

令第十二条第一項第三号の総務省令で定める部分は、次のいずれかに掲げる部分とする。

- 一 令別表第一(㉮)項イに掲げる防火対象物のうち、同表(五)項ロ並びに(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物(同表(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物にあつては、有料老人ホーム、福祉ホーム、老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第五条の二第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五条第十五項に規定する共同生活援助を行う施設に限る。以下この号、第二十八条の二第一項第四号及び同条第二項第三号において同じ。)の用途以外の用途に供される部分が存せず、かつ、次に定めるところにより、同表(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分に設置される区画を有するものの十階以下の階
- イ 居室を、準耐火構造の壁及び床(三階以上の階に存する場合にあつては、耐火構造の壁及び床)で区画したものであること。
- ロ 壁及び天井(天井のない場合にあつては、屋根)の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これ

らに類する部分を除く。)の仕上げを地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあつては準不燃材料で、その他の部分にあつては難燃材料としたものであること。

ハ 区画する壁及び床の開口部の面積の合計が八平方メートル以下であり、かつ、一の開口部の面積が四平方メートル以下であること。

ニ ハの開口部には、防火戸(三階以上の階に存する開口部にあつては特定防火設備である防火戸に限り、廊下と階段とを区画する部分以外の部分の開口部にあつては防火シャッターを除く。)で、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの若しくは次に定める構造のもの又は鉄製網入りガラス入り戸(二以上の異なつた経路により避難することができる部分の出入口以外の開口部で、直接外気に開放されている廊下、階段その他の通路に面し、かつ、その面積の合計が四平方メートル以内のものに設けるものに限る。)を設けたものであること。

(イ) 随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖すること。

(ロ) 居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路に設けるものにあつては、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、その部分の幅、高さ及び下端の床面からの高

さが、それぞれ、七十五センチメートル以上、一・八メートル以上及び十五センチメートル以下であること。

ホ 区画された部分全ての床の面積が百平方メートル以下であること。

二 小規模特定用途複合防火対象物（令別表第一(イ)項イに掲げる防火対象物のうち、同表(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項又は(九)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が当該部分が存する防火対象物の延べ面積の十分の一以下であり、かつ、三百平方メートル未満であるものをいう。以下同じ。）の次に掲げる部分以外の部分で十階以下の階に存するもの

イ 令別表第一(六)項ロ(1)及び(3)に掲げる防火対象物の用途に供される部分

ロ 令別表第一(六)項ロ(2)、(4)及び(5)に掲げる防火対象物の用途に供される部分（第十二条の三に規定する者を主として入所させるもの以外のものにあつては、床面積が二百七十五平方メートル以上のものに限る。）

第十四条第一項第十号中「前条第三項」を「前条第四項」に改める。

第二十三条第四項第一号中「次に掲げる場所以外」を「次に掲げる部分以外の部分」に改め、同号に次

のように加える。

- へ 小規模特定用途複合防火対象物（令第二十一条第一項第八号に掲げる防火対象物を除く。）の部分（同項第五号及び第十一号から第十五号までに掲げる防火対象物の部分を除く。）のうち、次に掲げる防火対象物の用途に供される部分以外の部分で、令別表第一各項の防火対象物の用途以外の用途に供される部分及び同表各項（（土）項口及び（（六））項から（（十））項までを除く。）の防火対象物の用途のいずれかに該当する用途に供される部分であつて当該用途に供される部分の床面積（その用途に供される部分の床面積が当該小規模特定用途複合防火対象物において最も大きいものである場合にあつては、当該用途に供される部分及び次に掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計）が五百平方メートル未満（同表（（土））項及び（（五））項に掲げる防火対象物の用途に供される部分にあつては、千平方メートル未満）であるものは、
- （イ） 令別表第一（二）項ニ、（五）項イ及び（六）項口に掲げる防火対象物
 - （ロ） 令別表第一（六）項イ及びハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）

第二十三条第四項第七号へ中「もの（）」の下に「小規模特定用途複合防火対象物を除く。」を加える。

第二十四条第五号ロ及びハ後段中「部分」の下に「（前条第四項第一号へに掲げる部分を除く。）」を加え、同号ニ中「その階」の下に「（前条第四項第一号へに掲げる部分を除く。）」を加え、同条第五号の二ロ(イ)及び(ロ)中「部分」の下に「（前条第四項第一号へに掲げる部分を除く。）」を加え、同条第八号の二イ中「その階」の下に「（前条第四項第一号へに掲げる部分を除く。）」を加える。

第二十六条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 小規模特定用途複合防火対象物に存する令第二十五条第一項第一号及び第二号に掲げる防火対象物の階が次の各号（当該階が二階であり、かつ、二階に令別表第一(二)項及び(三)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存しない場合にあつては、第一号及び第三号）に該当するときには、当該階に避難器具を設置しないことができる。

一 下階に令別表第一(一)項から(二)項ハまで、(三)項、(四)項、(九)項、(十)項イ、(十一)項イ、(十二)項及び(十三)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存しないこと。

二 当該階（当該階に第四条の二の二第一項の避難上有効な開口部を有しない壁で区画されている部分

が存する場合にあつては、その区画された部分）から避難階又は地上に直通する階段が二以上設けられていること。

三 収容人員は、令第二十五条第一項第一号に掲げる防火対象物の階にあつては二十人未満、同項第二号に掲げる防火対象物の階にあつては三十人未満であること。

第二十八条の二第一項に次の一号を加える。

五 前各号に掲げるもののほか、小規模特定用途複合防火対象物（令別表第一（一）項から（四）項まで、（五）イ、（六）項又は（九）項に掲げる防火対象物の用途以外の用途に供される部分が存しないものを除く。）の地階、無窓階及び十一階以上の部分以外の部分

第二十八条の二第二項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 前三号に掲げるもののほか、小規模特定用途複合防火対象物（令別表第一（一）項から（四）項まで、（五）イ、（六）項又は（九）項に掲げる防火対象物の用途以外の用途に供される部分が存しないものを除く。）の地階、無窓階及び十一階以上の部分以外の部分

（消防法施行規則の一部改正）

第二条 消防法施行規則の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第二号中ロをハとし、イをロとし、同号にイとして次のように加える。

イ 令別表第一(六)項イ(1)及び(2)に掲げる防火対象物の用途に供される部分

第二十三条第四項第一号へ(イ)中「及び(六)項ロ」を「並びに(六)項イ(1)から(3)まで及びロ」に改め、同号へ

(ロ)中「別表第一(六)項イ及びハ」を「別表第一(六)項ハ」に改める。

(特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一

部改正)

第三条 特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令

(平成十七年総務省令第四十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号の二の次に次の一号を加える。

一の三 特定福祉施設等 福祉施設等のうち、次に掲げる部分で、消防法施行規則(昭和三十六年自治

省令第六号。以下「規則」という。)第十二条の二第一項又は第三項に規定する構造を有するもの

以外のものをいう。

イ 令別表第一(六)項ロ(1)に掲げる防火対象物の用途に供される部分
 ロ 令別表第一(六)項ロ(5)に掲げる防火対象物の用途に供される部分（規則第十二条の三に規定する者を主として入所させるもの以外のものにあつては、床面積が二百七十五平方メートル以上のものに限る。）

第三条第二項の表を次のように改める。

特定共同住宅等の種類	構造類型	階数	通常用いられる消防用設備等	必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等
二方向避難型特定共同住宅等	地階を除く階数が五以下のもの	屋内消火栓設備（特定福祉施設等に設置するものに限る。） スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	共同住宅用スプリンクラー設備 共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備	

	<p>地階を除く階数が十以下のもの</p>	<p>屋内消火栓設備（特定福祉施設等に設置するものに限る。） スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備</p>	<p>共同住宅用スプリンクラー設備 共同住宅用自動火災報知設備</p>
	<p>地階を除く階数が十一以上のもの</p>	<p>屋内消火栓設備（十一階以上の階に設置するもの及び十階以下の階に存する特定福祉施設等に設置するものに限る。） スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備</p>	<p>共同住宅用スプリンクラー設備 共同住宅用自動火災報知設備</p>

	開放型特定共同住宅等		地階を除く階数が五以下のもの		地階を除く階数が十以下のもの
動力消防ポンプ設備	共同住宅用スプリンクラー設備	屋内消火栓設備（特定福祉施設等に設置するものに限る。） スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備	共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備	動力消防ポンプ設備 屋内消火栓設備（特定福祉施設等に設置するものに限る。） スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備	共同住宅用スプリンクラー設備 共同住宅用自動火災報知設備

<p>二方向避難・開放型特定共同住宅等</p>	
<p>地階を除く階数が十以下のもの</p>	<p>地階を除く階数が十一以上のもの</p>
<p>屋内消火栓設備（特定福祉施設等に設置するものに限る。） スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備</p>	<p>屋内消火栓設備（十一階以上の階に設置するもの及び十階以下の階に存する特定福祉施設等に設置するものに限る。） スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備</p>
<p>共同住宅用スプリンクラー設備 共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備</p>	<p>共同住宅用スプリンクラー設備 共同住宅用自動火災報知設備</p>

<p>同住宅等</p>	<p>その他の特定共</p>	<p>地階を除く階数が十以下のもの</p>	<p>地階を除く階数が十一以上のもの</p>	<p>屋内消火栓設備（特定福祉施設等に設置するものに限る。） スプリンクラー設備 自動火災報知設備</p>	<p>動力消防ポンプ設備 屋外消火栓設備 自動火災報知設備 スプリンクラー設備</p>	<p>共同住宅用自動火災報知設備</p>	<p>共同住宅用スプリンクラー設備 共同住宅用自動火災報知設備</p>
-------------	----------------	-----------------------	------------------------	---	---	----------------------	---

	<p>地階を除く階数が十一以上のもの</p>	<p>屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備</p>	
	<p>の</p>	<p>屋内消火栓設備（十一階以上の階に設置するもの及び十階以下の階に存する特定福祉施設等に設置するものに限る。） スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備</p>	<p>共同住宅用スプリンクラー設備 共同住宅用自動火災報知設備</p>

第三条第三項第一号口中「消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号。以下「規則」という。）」を「規則」に改め、同項第二号イ中「十一階以上の階」の下に「及び特定福祉施設等（十階以下の階に存するものに限る。）」を加え、同条第四項第一号を次のように改める。

一 次のいずれかに該当するとき 共同住宅用スプリンクラー設備

イ 二方向避難・開放型特定共同住宅等（十一階以上の部分に限り、福祉施設等を除く。）又は開放型特定共同住宅等（十一階以上十四階以下の部分に限り、福祉施設等を除く。）において、住戸、共用室及び管理人室の壁並びに天井（天井がない場合にあつては、上階の床又は屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台等を除く。）の仕上げを準不燃材料とし、かつ、共用室と共用室以外の特定共同住宅等の部分（開放型廊下又は開放型階段に面する部分を除く。）を区画する壁に設けられる開口部（規則第十三条第二項第一号ロの基準に適合するものに限る。）に、特定防火設備である防火戸（規則第十三条第二項第一号ハの基準に適合するものに限る。）が設けられているとき。

ロ 十階以下の階に存する特定福祉施設等を令第十二条第一項第一号に掲げる防火対象物とみなして同条第二項第三号の二の規定を適用した場合に設置することができる同号に規定する特定施設水道連結型スプリンクラー設備を当該特定福祉施設等に同項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき（当該特定福祉施設等に限る。）。

第三条第四項第二号中「限る。」を「限る。」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中消防法施行規則第十四条の改正規定 平成二十七年三月一日
- 二 第二条、第三条及び附則第二条の規定 平成二十八年四月一日

(経過措置)

第二条 前条第二号に掲げる規定の施行の際、現に存する特定共同住宅等（第三条の規定による改正後の特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（以下この条において「新令」という。）第二条第一号に規定する特定共同住宅等をいい、地階を除く階数が十一以上のものの十階以下の階に存する同条第一号の三に規定する特定福祉施設等の部分に限る。以下同じ。

）及び現に新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の特定共同住宅等における共同住宅用スプリンクラー設備が新令第三条第三項第二号イの規定に適合しないときは、同条第二項の表の中欄に掲げ

る通常用いられる消防用設備等及び同表の下欄に掲げる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等については、同項及び同条第三項第二号イの規定にかかわらず、平成三十年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

（特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部改正）

第三条 特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成二十年総務省令第百五十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「昭和三十六年自治省令第六号」の下に「。以下「規則」という。」を加え、「のうち、延べ面積が三百平方メートル未満のもの」を削り、同号イ中「次に掲げる防火対象物」の下に「のうち、延べ面積が三百平方メートル未満のもの」を加え、同号ロ中「存するもの」の下に「（延べ面積が三百平方メートル以上のものにあつては、規則第十三条第一項第二号に規定する小規模特定用途複合防火対象物（令第二十一条第一項第八号に掲げる防火対象物を除く。）であつて、次に掲げる防火対象物の用途に供される部分（同項第五号及び第十一号から第十五号までに掲げる防火対象物の部分を除く。）及び規則

第二十三条第四項第一号へに掲げる部分以外の部分が存しないものに限る。ㄱ」を加える。

消防法施行規則の一部を改正する省令案新旧対照表

○ 消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）

（傍線部分は改正箇所（平成二十七年四月一日施行分（第十四条は平成二十七年三月一日施行））

改 正 後	現 行
<p>（屋内消火栓設備に関する基準の細目）</p> <p>第十二条 屋内消火栓設備（令第十一条第三項第二号イ又はロに掲げる技術上の基準に従い設置するものを除く。以下この項において同じ。）の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。</p> <p>一～三の二 （略）</p> <p>四 屋内消火栓設備の非常電源は、非常電源専用受電設備、自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備（法第十七条の二の五第二項第四号に規定する特定防火対象物（以下「特定防火対象物」という。）で、延べ面積が千平方メートル以上のもの（第十三条第一項第二号に規定する小規模特定用途複合防火対象物を除く。）にあつては、自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備）によるものとし、次のイからホまでに定めるところによること。</p> <p>イ～ホ （略）</p> <p>五～九 （略）</p>	<p>（屋内消火栓設備に関する基準の細目）</p> <p>第十二条 屋内消火栓設備（令第十一条第三項第二号イ又はロに掲げる技術上の基準に従い設置するものを除く。以下この項において同じ。）の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。</p> <p>一～三の二 （略）</p> <p>四 屋内消火栓設備の非常電源は、非常電源専用受電設備、自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備（法第十七条の二の五第二項第四号に規定する特定防火対象物（以下「特定防火対象物」という。）で、延べ面積が千平方メートル以上のもの）にあつては、自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備）によるものとし、次のイからホまでに定めるところによること。</p> <p>イ～ホ （略）</p> <p>五～九 （略）</p>

2・3 (略)

(スプリンクラー設備を設置することを要しない階の部分等)
第十三条 令第十二条第一項第三号の総務省令で定める部分は、次のいずれかに掲げる部分とする。

- 一 令別表第一(イ)項イに掲げる防火対象物のうち、同表(四)項ロ並びに(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物(同表(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物にあつては、有料老人ホーム、福祉ホーム、老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第五条の二第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五条第十五項に規定する共同生活援助を行う施設に限る。以下この号、第二十八条の二第一項第四号及び同条第二項第三号において同じ。)の用途以外の用途に供される部分が存せず、かつ、次に定めるところにより、同表(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分に設置される区画を有するもの十階以下の階
- イ 居室を、準耐火構造の壁及び床(三階以上の階に存する場合にあつては、耐火構造の壁及び床)で区画したものであること。
- ロ 壁及び天井(天井のない場合にあつては、屋根)の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を

2・3 (略)

(スプリンクラー設備を設置することを要しない階の部分等)
第十三条 令第十二条第一項第三号の総務省令で定める部分は、

- 令別表第一(イ)項イに掲げる防火対象物のうち、同表(五)項ロ並びに(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物(同表(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物にあつては、有料老人ホーム、福祉ホーム、老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第五条の二第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五条第十五項に規定する共同生活援助を行う施設に限る。以下この項、第二十八条の二第一項第四号及び同条第二項第三号において同じ。)の用途以外の用途に供される部分が存せず、かつ、次の各号に定めるところにより、同表(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分に設置される区画を有するもの十階以下の階とする。
- 一 居室を、準耐火構造の壁及び床(三階以上の階に存する場合にあつては、耐火構造の壁及び床)で区画したものであること。
- 二 壁及び天井(天井のない場合にあつては、屋根)の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。)
。の仕上げを地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあつては準不燃材料で、その他の部分にあつては難燃材料でした

除く。)の仕上げを地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあつては準不燃材料で、その他の部分にあつては難燃材料でしたものであること。

ハ 区画する壁及び床の開口部の面積の合計が八平方メートル以下であり、かつ、一の開口部の面積が四平方メートル以下であること。

ニ ハの開口部には、防火戸(三階以上の階に存する開口部にあつては特定防火設備である防火戸に限り、廊下と階段とを区画する部分以外の部分の開口部にあつては防火シャッターを除く。)で、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの若しくは次に定める構造のもの又は鉄製網入りガラス入り戸(二以上の異なつた経路により避難することができる部分の出入口以外の開口部で、直接外気に開放されている廊下、階段その他の通路に面し、かつ、その面積の合計が四平方メートル以内のものに設けるものに限る。)を設けたものであること。

イ 随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖すること。

ロ 居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路に設けるものにあつては、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、その部分の幅、高さ及び下端の床面からの高さが、それぞれ、七十五センチ

ものであること。

三 区画する壁及び床の開口部の面積の合計が八平方メートル以下であり、かつ、一の開口部の面積が四平方メートル以下であること。

四 前号の開口部には、防火戸(三階以上の階に存する場合にあつては、特定防火設備である防火戸)(廊下と階段とを区画する部分以外の部分の開口部にあつては、防火シャッターを除く。)で、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの若しくは次に定める構造のもの又は鉄製網入りガラス入り戸(二以上の異なつた経路により避難することができる部分の出入口以外の開口部で、直接外気に開放されている廊下、階段その他の通路に面し、かつ、その面積の合計が四平方メートル以内のものに設けるものに限る。)を設けたものであること。

イ 随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖すること。

ロ 居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路に設けるものにあつては、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、その部分の幅、高さ及び下端の床面からの高さが、それぞれ、七十五センチメートル以上、一・八メートル以上及び十五センチメートル以下であること。

メートル以上、一・八メートル以上及び十五センチメートル以下であること。

ホ 区画された部分全ての床の面積が百平方メートル以下であること。

二 小規模特定用途複合防火対象物（令別表第一(イ)項イに掲げる防火対象物のうち、同表(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項又は(九)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が当該部分が存する防火対象物の延べ面積の十分の一以下であり、かつ、三百平方メートル未満であるものをいう。以下同じ。）の次に掲げる部分以外の部分で十階以下の階に存するもの

イ 令別表第一(六)項ロ(1)及び(3)に掲げる防火対象物の用途に供される部分

ロ 令別表第一(六)項ロ(2)、(4)及び(5)に掲げる防火対象物の用途に供される部分（第十二条の三に規定する者を主として入所させるもの以外のものにあつては、床面積が二百七十五平方メートル以上のものに限る。）

2・3 (略)

(スプリンクラー設備に関する基準の細目)

第十四条 スプリンクラー設備（次項に定めるものを除く。）の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。

五 区画された部分すべての床の面積が百平方メートル以下であること。

2・3 (略)

(スプリンクラー設備に関する基準の細目)

第十四条 スプリンクラー設備（次項に定めるものを除く。）の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。

一〇十 (略)

十一 加圧送水装置は、第十二条第一項第七号イ(ロ)、ロ(ロ)及び(ハ)、ハ(ハ)から(チ)まで、ニ並びにトの規定の例によるほか、次に定めるところによること。ただし、前条第四項に規定する補助散水栓を設置する場合における加圧送水装置の落差、圧力水槽の圧力又はポンプの全揚程については、イ、ロ若しくはハ(ロ)により求められた値又は第十二条第二項第三号、第四号若しくは第五号ロの規定の例により求められた値のうちいずれか大きい方の値以上の値とすること。

イゝホ (略)

十一の二〇十三 (略)

2 (略)

(自動火災報知設備の感知器等)

第二十三条 (略)

2・3 (略)

4 自動火災報知設備の感知器の設置は、次に定めるところによらなければならない。

一 感知器は、次に掲げる部分以外の部分で、点検その他の維持管理ができる場所に設けること。

イゝホ (略)

へ 小規模特定用途複合防火対象物(令第二十一条第一項第

八号に掲げる防火対象物を除く。)の部分(同項第五号及

一〇十 (略)

十一 加圧送水装置は、第十二条第一項第七号イ(ロ)、ロ(ロ)及び(ハ)、ハ(ハ)から(チ)まで、ニ並びにトの規定の例によるほか、次に定めるところによること。ただし、前条第三項に規定する補助散水栓を設置する場合における加圧送水装置の落差、圧力水槽の圧力又はポンプの全揚程については、イ、ロ若しくはハ(ロ)により求められた値又は第十二条第二項第三号、第四号若しくは第五号ロの規定の例により求められた値のうちいずれか大きい方の値以上の値とすること。

イゝホ (略)

十一の二〇十三 (略)

2 (略)

(自動火災報知設備の感知器等)

第二十三条 (略)

2・3 (略)

4 自動火災報知設備の感知器の設置は、次に定めるところによらなければならない。

一 感知器は、次に掲げる場所以外で、点検その他の維持管理ができる場所に設けること。

イゝホ (略)

(新規)

び第十一号から第十五号までに掲げる防火対象物の部分を除く。)のうち、次に掲げる防火対象物の用途に供される部分以外の部分で、令別表第一各項の防火対象物の用途以外の用途に供される部分及び同表各項(五)項口及び(六)項から(八)項までを除く。)の防火対象物の用途のいずれかに該当する用途に供される部分であつて当該用途に供される部分の床面積(その用途に供される部分の床面積が当該小規模特定用途複合防火対象物において最も大きいものである場合にあつては、当該用途に供される部分及び次に掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計)が五百平方メートル未満(同表(五)項及び(六)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分にあつては、千平方メートル未満)であるもの

(イ) 令別表第一(二)項ニ、(五)項イ及び(六)項ロに掲げる防火対象物

(ロ) 令別表第一(六)項イ及びハに掲げる防火対象物(利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。)

二〇六 (略)

七 煙感知器(光電式分離型感知器を除く。)は、次に定めるところによること。

イ ホ (略)

へ 感知器は、廊下及び通路にあつては歩行距離三十メートル

二〇六 (略)

七 煙感知器(光電式分離型感知器を除く。)は、次に定めるところによること。

イ ホ (略)

へ 感知器は、廊下及び通路にあつては歩行距離三十メートル

ル（三種の感知器にあつては二十メートル）につき一個以上の個数を、階段及び傾斜路にあつては垂直距離十五メートル（三種の感知器にあつては十メートル）につき一個以上（当該階段及び傾斜路のうち、令別表第一（一）項から（四）項まで、（五）項イ、（六）項又は（九）項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が令第四条の二の二第二号に規定する避難階以外の階に存する防火対象物で、当該避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段及び傾斜路の総数が二（当該階段及び傾斜路が屋外に設けられ、又は第四条の二の三に規定する避難上有効な構造を有する場合にあつては、一）以上設けられていないもの（小規模特定用途複合防火対象物を除く。以下「特定一階段等防火対象物」という。）に存するものにあつては、一種又は二種の感知器を垂直距離七・五メートルにつき一個以上）の個数を、火災を有効に感知するように設けること。

七の二〇九（略）

五〇九（略）

（自動火災報知設備に関する基準の細目）

第二十四条 自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。

一〇四（略）

五 地区音響装置（次号に掲げるものを除く。以下この号にお

ル（三種の感知器にあつては二十メートル）につき一個以上の個数を、階段及び傾斜路にあつては垂直距離十五メートル（三種の感知器にあつては十メートル）につき一個以上（当該階段及び傾斜路のうち、令別表第一（一）項から（四）項まで、（五）項イ、（六）項又は（九）項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が令第四条の二の二第二号に規定する避難階以外の階に存する防火対象物で、当該避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段及び傾斜路の総数が二（当該階段及び傾斜路が屋外に設けられ、又は第四条の二の三に規定する避難上有効な構造を有する場合にあつては、一）以上設けられていないもの（小規模特定用途複合防火対象物を除く。以下「特定一階段等防火対象物」という。）に存するものにあつては、一種又は二種の感知器を垂直距離七・五メートルにつき一個以上）の個数を、火災を有効に感知するように設けること。

七の二〇九（略）

五〇九（略）

（自動火災報知設備に関する基準の細目）

第二十四条 自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。

一〇四（略）

五 地区音響装置（次号に掲げるものを除く。以下この号にお

いて同じ。)は、P型二級受信機で接続することができる回線の数が一のもの、P型三級受信機、GP型二級受信機で接続することができる回線の数が一のもの若しくはGP型三級受信機を当該受信機を用いる自動火災報知設備の警戒区域に設ける場合又は放送設備を第二十五条の二に定めるところにより設置した場合を除き、次に定めるところにより設けると。

イ (略)

ロ 階段又は傾斜路に設ける場合を除き、感知器の作動と連動して作動するもので、当該設備を設置した防火対象物又はその部分(前条第四項第一号へに掲げる部分を除く。)の全区域に有効に報知できるように設けること。

ハ 地階を除く階数が五以上で延べ面積が三千平方メートルを超える防火対象物又はその部分にあつては、出火階が、二階以上の階の場合にあつては出火階及びその直上階、一階の場合にあつては出火階、その直上階及び地階、地階の場合にあつては出火階、その直上階及びその他の地階に限って警報を発することができるものであること。この場合において、一定の時間が経過した場合又は新たな火災信号を受信した場合には、当該設備を設置した防火対象物又はその部分(前条第四項第一号へに掲げる部分を除く。)の全区域に自動的に警報を発するように措置されていること

いて同じ。)は、P型二級受信機で接続することができる回線の数が一のもの、P型三級受信機、GP型二級受信機で接続することができる回線の数が一のもの若しくはGP型三級受信機を当該受信機を用いる自動火災報知設備の警戒区域に設ける場合又は放送設備を第二十五条の二に定めるところにより設置した場合を除き、次に定めるところにより設けると。

イ (略)

ロ 階段又は傾斜路に設ける場合を除き、感知器の作動と連動して作動するもので、当該設備を設置した防火対象物又はその部分(前条第四項第一号へに掲げる部分を除く。)の全区域に有効に報知できるように設けること。

ハ 地階を除く階数が五以上で延べ面積が三千平方メートルを超える防火対象物又はその部分にあつては、出火階が、二階以上の階の場合にあつては出火階及びその直上階、一階の場合にあつては出火階、その直上階及び地階、地階の場合にあつては出火階、その直上階及びその他の地階に限って警報を発することができるものであること。この場合において、一定の時間が経過した場合又は新たな火災信号を受信した場合には、当該設備を設置した防火対象物又はその部分(前条第四項第一号へに掲げる部分を除く。)の全区域に自動的に警報を発するように措置されていること

ニ 各階ごとに、その階（前条第四項第一号へに掲げる部分を除く。）の各部分から一の地区音響装置までの水平距離が二十五メートル以下となるように設けること。

ホ ト （略）

五の二 地区音響装置（音声により警報を発するものに限る。

以下この号において同じ。）は、前号（イ、ハ及びトを除く。）の規定の例によるほか、次に定めるところにより設けること。

イ （略）

ロ 地階を除く階数が五以上で延べ面積が三千平方メートルを超える防火対象物又はその部分にあつては、次の（イ）又は（ロ）に該当すること。

（イ） 出火階が、二階以上の階の場合にあつては出火階及びその直上階、一階の場合にあつては出火階、その直上階及び地階、地階の場合にあつては出火階、その直上階及びその他の地階に限つて警報を発することができるものであること。この場合において、一定の時間が経過した場合又は新たな火災信号を受信した場合には、当該設備を設置した防火対象物又はその部分（前条第四項第一号へに掲げる部分を除く。）の全区域に自動的に警報を発するように措置されていること。

ニ 各階ごとに、その階の各部分から一の地区音響装置までの水平距離が二十五メートル以下となるように設けること。

ホ ト （略）

五の二 地区音響装置（音声により警報を発するものに限る。

以下この号において同じ。）は、前号（イ、ハ及びトを除く。）の規定の例によるほか、次に定めるところにより設けること。

イ （略）

ロ 地階を除く階数が五以上で延べ面積が三千平方メートルを超える防火対象物又はその部分にあつては、次の（イ）又は（ロ）に該当すること。

（イ） 出火階が、二階以上の階の場合にあつては出火階及びその直上階、一階の場合にあつては出火階、その直上階及び地階、地階の場合にあつては出火階、その直上階及びその他の地階に限つて警報を発することができるものであること。この場合において、一定の時間が経過した場合又は新たな火災信号を受信した場合には、当該設備を設置した防火対象物又はその部分の全区域に自動的に警報を発するように措置されていること。

(ロ) 当該設備を設置した防火対象物又はその部分（前条第四項第一号へに掲げる部分を除く。）の全区域に火災が発生した場所を報知することができるものであること。

ハ・ニ（略）

六〇八（略）

八の二 発信機は、P型二級受信機で接続することができる回線が一のもの、P型三級受信機、GP型二級受信機で接続することができる回線が一のもの若しくはGP型三級受信機に設ける場合又は非常警報設備を第二十五条の二第二項に定めるところにより設置した場合を除き、次に定めるところによること。

イ 各階ごとに、その階（前条第四項第一号へに掲げる部分を除く。）の各部分から一の発信機までの歩行距離が五十メートル以下となるように設けること。

ロ〇ホ（略）

九（略）

（避難器具の設置個数の減免）

第二十六条（略）

二〇五（略）

6 小規模特定用途複合防火対象物に存する令第二十五条第一項第一号及び第二号に掲げる防火対象物の階が次の各号（当該階が二階であり、かつ、二階に令別表第一(二)項及び(三)項に掲げる

(ロ) 当該設備を設置した防火対象物又はその部分の全区域に火災が発生した場所を報知することができるものであること。

ハ・ニ（略）

六〇八（略）

八の二 発信機は、P型二級受信機で接続することができる回線が一のもの、P型三級受信機、GP型二級受信機で接続することができる回線が一のもの若しくはGP型三級受信機に設ける場合又は非常警報設備を第二十五条の二第二項に定めるところにより設置した場合を除き、次に定めるところによること。

イ 各階ごとに、その階の各部分から一の発信機までの歩行距離が五十メートル以下となるように設けること。

ロ〇ホ（略）

九（略）

（避難器具の設置個数の減免）

第二十六条（略）

二〇五（略）

（新規）

防火対象物の用途に供される部分が存しない場合にあつては、第一号及び第三号)に該当するときには、当該階に避難器具を設置しないことができる。

一 下階に令別表第一(一)項から(二)項ハまで、(三)項、(四)項、(九)項、(十)項イ、(十)項イ、(十)項及び(十)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存しないこと。

二 当該階(当該階に第四条の二の二第一項の避難上有効な開口部を有しない壁で区画されている部分が存する場合にあつては、その区画された部分)から避難階又は地上に直通する階段が二以上設けられていること。

三 収容人員は、令第二十五条第一項第一号に掲げる防火対象物の階にあつては二十人未満、同項第二号に掲げる防火対象物の階にあつては三十人未満であること。

7| (略)

(誘導灯及び誘導標識を設置することを要しない防火対象物又はその部分)

第二十八条の二 令第二十六条第一項ただし書の総務省令で定めるものは、避難口誘導灯については、次の各号に定める部分とする。

一 四 (略)

五 前各号に掲げるもののほか、小規模特定用途複合防火対象物(令別表第一(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項又は(九)項に

6| (略)

(誘導灯及び誘導標識を設置することを要しない防火対象物又はその部分)

第二十八条の二 令第二十六条第一項ただし書の総務省令で定めるものは、避難口誘導灯については、次の各号に定める部分とする。

一 四 (略)

(新規)

<p>掲げる防火対象物の用途以外の用途に供される部分が存しないものを除く。)の地階、無窓階及び十一階以上の部分以外の部分</p> <p>2 令第二十六条第一項ただし書の総務省令で定めるものは、通路誘導灯については、次の各号に定める部分とする。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、小規模特定用途複合防火対象物(令別表第一(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項又は(九)項に掲げる防火対象物の用途以外の用途に供される部分が存しないものを除く。)の地階、無窓階及び十一階以上の部分以外の部分</p> <p>五 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>掲げる防火対象物の用途以外の用途に供される部分が存しないものを除く。)の地階、無窓階及び十一階以上の部分以外の部分</p> <p>2 令第二十六条第一項ただし書の総務省令で定めるものは、通路誘導灯については、次の各号に定める部分とする。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>(新規)</p> <p>四 (略)</p> <p>3 (略)</p>
--	--

改 正 案	改正前（平成二十七年四月一日時点）
<p>（スプリンクラー設備を設置することを要しない階の部分等） 第十三条 令第十二条第一項第三号の総務省令で定める部分は、次のいずれかに掲げる部分とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 小規模特定用途複合防火対象物（令別表第一(イ)項イに掲げる防火対象物のうち、同表(一)項から四項まで、(五)項イ、(六)項又は(九)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が当該部分が存する防火対象物の延べ面積の十分の一以下であり、かつ、三百平方メートル未満であるものをいう。第二十三条第四項、第二十六条第六項並びに第二十八条の二第一項及び第二項において同じ。）の次に掲げる部分以外の部分で十階以下の階に存するもの</p> <p>イ 令別表第一(六)項イ(1)及び(2)に掲げる防火対象物の用途に供される部分</p> <p>ロ 令別表第一(六)項ロ(1)及び(3)に掲げる防火対象物の用途に供される部分</p> <p>ハ 令別表第一(六)項ロ(2)、(4)及び(5)に掲げる防火対象物の用途に供される部分（第十二条の三に規定する者を主として</p>	<p>（スプリンクラー設備を設置することを要しない階の部分等） 第十三条 令第十二条第一項第三号の総務省令で定める部分は、次のいずれかに掲げる部分とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 小規模特定用途複合防火対象物（令別表第一(イ)項イに掲げる防火対象物のうち、同表(一)項から四項まで、(五)項イ、(六)項又は(九)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が当該部分が存する防火対象物の延べ面積の十分の一以下であり、かつ、三百平方メートル未満であるものをいう。第二十三条第四項、第二十六条第六項並びに第二十八条の二第一項及び第二項において同じ。）の次に掲げる部分以外の部分で十階以下の階に存するもの</p> <p>（新規）</p> <p>イ 令別表第一(六)項ロ(1)及び(3)に掲げる防火対象物の用途に供される部分</p> <p>ロ 令別表第一(六)項ロ(2)、(4)及び(5)に掲げる防火対象物の用途に供される部分（第十二条の三に規定する者を主として</p>

入所させるもの以外のものにあつては、床面積が二百七十五平方メートル以上のものに限る。）

2・3 (略)

第二十三条 (略)

2・3 (略)

4 自動火災報知設備の感知器の設置は、次に定めるところによらなければならない。

一 感知器は、次に掲げる場所以外で、点検その他の維持管理ができる場所に設けること。

イ ホ (略)

へ 小規模特定用途複合防火対象物（令第二十一条第一項第八号に掲げる防火対象物を除く。）の部分（同項第五号及び第十一号から第十五号までに掲げる防火対象物の部分を除く。）のうち、次に掲げる防火対象物の用途に供される部分以外の部分で、令別表第一各項の防火対象物の用途以外の用途に供される部分及び同表各項（㉔）項口及び（㉕）項から（㉗）項までを除く。）の防火対象物の用途のいずれかに該当する用途に供される部分であつて当該用途に供される部分の床面積（その用途に供される部分の床面積が当該小規模特定用途複合防火対象物において最も大きいものである場合にあつては、当該用途に供される部分及び次に掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計）が五百

入所させるもの以外のものにあつては、床面積が二百七十五平方メートル以上のものに限る。）

2・3 (略)

第二十三条 (略)

2・3 (略)

4 自動火災報知設備の感知器の設置は、次に定めるところによらなければならない。

一 感知器は、次に掲げる場所以外で、点検その他の維持管理ができる場所に設けること。

イ ホ (略)

へ 小規模特定用途複合防火対象物（令第二十一条第一項第八号に掲げる防火対象物を除く。）の部分（同項第五号及び第十一号から第十五号までに掲げる防火対象物の部分を除く。）のうち、次に掲げる防火対象物の用途に供される部分以外の部分で、令別表第一各項の防火対象物の用途以外の用途に供される部分及び同表各項（㉔）項口及び（㉕）項から（㉗）項までを除く。）の防火対象物の用途のいずれかに該当する用途に供される部分であつて当該用途に供される部分の床面積（その用途に供される部分の床面積が当該小規模特定用途複合防火対象物において最も大きいものである場合にあつては、当該用途に供される部分及び次に掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計）が五百

平方メートル未満（同表(土)項及び(圭)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分にあつては、千平方メートル未満）であるもの

(イ) 令別表第一(二)項ニ、(五)項イ並びに(六)項イ(1)から(3)まで及びロに掲げる防火対象物

(ロ) 令別表第一(六)項ハ に掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）

二〇九 (略)

五〇九 (略)

平方メートル未満（同表(土)項及び(圭)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分にあつては、千平方メートル未満）であるもの

(イ) 令別表第一(二)項ニ、(五)項イ及び(六)項ロ に掲げる防火対象物

(ロ) 令別表第一(六)項イ及びハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）

二〇九 (略)

五〇九 (略)

○ 特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成十七年総務省令第四十号）

改正後	現行
<p>(用語の意義)</p> <p>第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・一の二 (略)</p> <p>一の三 特定福祉施設等 福祉施設等のうち、次に掲げる部分で、消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号。以下「規則」という。）第十二条の二第一項又は第三項に規定する構造を有するもの以外のものをいう。</p> <p>イ 令別表第一(六)項ロ(1)に掲げる防火対象物の用途に供される部分</p> <p>ロ 令別表第一(六)項ロ(5)に掲げる防火対象物の用途に供される部分（規則第十二条の三に規定する者を主として入所させるもの以外のものにあつては、床面積が二百七十五平方メートル以上のものに限る。）</p> <p>二〇十八 (略)</p> <p>(必要とされる初期拡大抑制性能を有する消防の用に供する設備等に関する基準)</p> <p>第三条 (略)</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・一の二 (略)</p> <p>(新規)</p> <p>二〇十八 (略)</p> <p>(必要とされる初期拡大抑制性能を有する消防の用に供する設備等に関する基準)</p> <p>第三条 (略)</p>

2 福祉施設等において、初期拡大抑制性能を主として有する通常用いられる消防用設備等に代えて用いることができる必要とされる初期拡大抑制性能を主として有する消防の用に供する設備等は、次の表の上欄に掲げる特定共同住宅等の種類及び同表中欄に掲げる通常用いられる消防用設備等の区分に応じ、同表下欄に掲げる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等とする。

種類	特定共同住宅等の種類		構造類型	階数
	難型特定共同住宅等	二方向避難型特定共同住宅等		
通常用いられる消防用設備等	屋内消火栓設備（特定福祉施設等に設置するものに限る。）	地階を除く階数が五以下のもの	二方向避難型特定共同住宅等	地階を除く階数が五以下のもの
必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等	共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備	共同住宅用スプリンクラー設備	共同住宅用スプリンクラー設備	共同住宅用スプリンクラー設備

2 福祉施設等において、初期拡大抑制性能を主として有する通常用いられる消防用設備等に代えて用いることができる必要とされる初期拡大抑制性能を主として有する消防の用に供する設備等は、次の表の上欄に掲げる特定共同住宅等の種類及び同表中欄に掲げる通常用いられる消防用設備等の区分に応じ、同表下欄に掲げる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等とする。

種類	特定共同住宅等の種類		構造類型	階数
	難型特定共同住宅等	二方向避難型特定共同住宅等		
通常用いられる消防用設備等	屋内消火栓設備 動力消防ポンプ設備	地階を除く階数が五以下のもの	二方向避難型特定共同住宅等	地階を除く階数が五以下のもの
必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等	共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備	共同住宅用スプリンクラー設備	共同住宅用スプリンクラー設備	共同住宅用スプリンクラー設備

	その他の 特定共同 住宅等	地階を除 く階数が 十以下の もの	十一階以上の階に 設置するもの及び 十階以下の階に存 する特定福祉施設 等に設置するもの に限る。)	スプリンクラー設 備	自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設 備	屋内消火栓設備(特 定福祉施設等に 設置するものに限 る。)	共同住宅用スプリ ンクラー設備	共同住宅用自動火 災報知設備
--	---------------------	----------------------------	---	---------------	--------------------------------------	---	--------------------	-------------------

	その他の 特定共同 住宅等	地階を除 く階数が 十以下の もの	十一階以上の階に 設置するもの に限る。)	スプリンクラー設 備	自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設 備		共同住宅用自動火 災報知設備	共同住宅用自動火 災報知設備
--	---------------------	----------------------------	-----------------------------	---------------	--------------------------------------	--	-------------------	-------------------

地階を除く階数が十一以上のもの	屋内消火栓設備（十一階以上の階に設置するもの及び十階以下の階に存する特定福祉施設等に設置するものに限る。）	共同住宅用スプリンクラー設備
	備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	共同住宅用自動火災報知設備

3 前二項に規定するもののほか、特定共同住宅等における必要とされる初期拡大抑制性能を主として有する消防の用に供する設備等の設置及び維持に関する技術上の基準は、次のとおりとする。

一 住宅用消火器及び消火器具（令第十条第一項に定める消火器具のうち、住宅用消火器を除く。）は、次のイ及びロに定めるところによること。

イ（略）

地階を除く階数が十一以上のもの	屋内消火栓設備（十一階以上の階に設置するもの	共同住宅用スプリンクラー設備
	備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	共同住宅用自動火災報知設備

3 前二項に規定するもののほか、特定共同住宅等における必要とされる初期拡大抑制性能を主として有する消防の用に供する設備等の設置及び維持に関する技術上の基準は、次のとおりとする。

一 住宅用消火器及び消火器具（令第十条第一項に定める消火器具のうち、住宅用消火器を除く。）は、次のイ及びロに定めるところによること。

イ（略）

イ 二方向避難・開放型特定共同住宅等（十一階以上の部分に限り、福祉施設等を除く。）又は開放型特定共同住宅等（十一階以上十四階以下の部分に限り、福祉施設等を除く。）において、住戸、共用室及び管理人室の壁並びに天井（天井がない場合にあつては、上階の床又は屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台等を除く。）の仕上げを準不燃材料とし、かつ、共用室と共用室以外の特定共同住宅等の部分（開放型廊下又は開放型階段に面する部分を除く。）を区画する壁に設けられる開口部（規則第十三条第二項第一号口の基準に適合するものに限る。）に、特定防火設備である防火戸（規則第十三条第二項第一号ハの基準に適合するものに限る。）が設けられているとき。

ロ 十階以下の階に存する特定福祉施設等を令第十二条第一項第一号に掲げる防火対象物とみなして同条第二項第三号の二の規定を適用した場合に設置することができる同号に規定する特定施設水道連結型スプリンクラー設備を当該特定福祉施設等に同項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき（当該特定福祉施設等に限る。）。

二 住戸、共用室及び管理人室（福祉施設等にあるものを除く。）に共同住宅用スプリンクラー設備を前項第二号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置

一階以上十四階以下の部分に限り、福祉施設等を除く。）において、住戸、共用室及び管理人室の壁及び天井（天井がない場合にあつては、上階の床又は屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台等を除く。）の仕上げを準不燃材料とし、かつ、共用室と共用室以外の特定共同住宅等の部分（開放型廊下又は開放型階段に面する部分を除く。）を区画する壁に設けられる開口部（規則第十三条第二項第一号口の基準に適合するものに限る。）に、特定防火設備である防火戸（規則第十三条第二項第一号ハの基準に適合するものに限る。）が設けられているとき。 共同住宅用スプリンクラー設備

二 住戸、共用室及び管理人室（福祉施設等にあるものを除く。）に共同住宅用スプリンクラー設備を前項第二号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置

したとき（当該設備の有効範囲内の部分に限る。）
共用住
宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備

したとき（当該設備の有効範囲内の部分に限る。）
共同
住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備

○ 特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成二十年十二月二十六日総務省令
 第百五十六号）
 （傍線部分は改正箇所（平成二十七年四月一日施行分））

改正後	現行
<p>（用語の定義）</p> <p>第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 特定小規模施設 次に掲げる防火対象物であつて、消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号。以下「規則」という。）第二十三条第四項第七号へに規定する特定一階段等防火対象物以外のものをいう。</p> <p>イ 次に掲げる防火対象物のうち、延べ面積が三百平方メートル未満のもの</p> <p>(1) 令別表第一(二)項ニに掲げる防火対象物</p> <p>(2) 令別表第一(五)項イ及び(六)項ロに掲げる防火対象物</p> <p>(3) 令別表第一(六)項イ及びハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）</p> <p>ロ 令別表第一(決)項イに掲げる防火対象物のうち、次の防火対象物の用途に供される部分が存するもの（延べ面積が三百平方メートル以上のものにあつては、規則第十三条第一</p>	<p>（用語の定義）</p> <p>第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 特定小規模施設 次に掲げる防火対象物であつて、消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第二十三条第四項第七号へに規定する特定一階段等防火対象物以外のものうち、延べ面積が三百平方メートル未満のものをいう。</p> <p>イ 次に掲げる防火対象物</p> <p>(1) 令別表第一(二)項ニに掲げる防火対象物</p> <p>(2) 令別表第一(五)項イ及び(六)項ロに掲げる防火対象物</p> <p>(3) 令別表第一(六)項イ及びハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）</p> <p>ロ 令別表第一(決)項イに掲げる防火対象物のうち、次の防火対象物の用途に供される部分が存するもの</p>

項第二号に規定する小規模特定用途複合防火対象物（令第二十一条第一項第八号に掲げる防火対象物を除く。）であつて、次に掲げる防火対象物の用途に供される部分（同項第五号及び第十一号から第十五号までに掲げる防火対象物の部分を除く。）及び規則第二十三条第四項第一号へに掲げる部分以外の部分が存しないものに限る。）

- (1) 令別表第一(二)項ニに掲げる防火対象物
- (2) 令別表第一(五)項イ及び(六)項ロに掲げる防火対象物
- (3) 令別表第一(六)項イ及びハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）

二
(略)

- (1) 令別表第一(二)項ニに掲げる防火対象物
- (2) 令別表第一(五)項イ及び(六)項ロに掲げる防火対象物
- (3) 令別表第一(六)項イ及びハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）

二
(略)